

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

工期に関する基準
骨子案

(案)

目 次

1	
2	
3	第1章 総論
4	(1) 背景
5	(2) 趣旨
6	(3) 適用範囲
7	(4) 建設工事の性質
8	(5) 工期設定における受発注者の責務
9	
10	第2章 工期全般に渡って考慮すべき事項
11	(1) 自然要因
12	(2) 休日・法定外労働時間
13	(3) イベント
14	(4) 制約条件
15	(5) 契約方式
16	(6) 関係者との調整
17	(7) 行政への申請
18	(8) 労働・安全衛生
19	(9) 工期変更
20	(10) その他
21	
22	第3章 工程別に考慮すべき事項
23	(1) 準備
24	(2) 施工
25	(3) 後片付け
26	
27	第4章 分野別に考慮すべき事項
28	(1) 住宅・不動産
29	(2) 鉄道
30	(3) 電力
31	(4) ガス
32	

(案)

- 1 第5章 働き方改革・生産性向上の取組について
- 2
- 3 第6章 その他

(案)

適正な工期に関する基準

第1章 総論

(1) 背景

- ・ 地域の建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしており、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、中長期的な担い手確保に向け、自らの生産性向上とあわせ、長時間労働の是正等の働き方改革を推進しなければならない。
- ・ また、発注者も、建設業者が重要なパートナーであるため、中長期的な担い手確保に向け、建設業者と協力して働き方改革を推進する。
- ・ 加えて、建設業については、2024年4月より上限付き罰則規定が適用される。また、生産性向上と合わせて、中長期的な担い手確保のために、長時間労働の是正等の働き方改革を推進しなくてはならないところ。
- ・ 建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であり、平成29年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設定し、8月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定したところ。
- ・ こうしたことを背景に令和元年6月に「新・担い手3法」が成立。
- ・ 改正建設業法第34条では、中央建設業審議会において建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができるとされ、中央建設業審議会では、令和元年11月以降、工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを開催。
- ・ 今後、建設工事の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として「三つの密」の回避等を徹底して進めていくことが重要。
- ・ 受発注者は、法令の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、十分な協議や質問回答の機会、調整期間を設け、契約内容について理解したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則。

(※) 用語の定義

(2) 趣旨

- ・ 本基準は、受注者が自ら工期を設定する際に考慮すべき事項をまとめたものであるとともに、発注者においても工期を設定する際や、受注者が提案する工期を確認するにあたり考慮すべき事項をまとめた、受発注者双方が合意する、適正な工期を設定するにあたり考慮すべき事項の集合体である。

(案)

- 1 ・ 本基準を踏まえて、受発注者が請負契約を締結し、適正な工期を確保すること
2 ことが求められる。
- 3 ・ 建設業法第 19 条の 6 に規定される勧告については、本基準を踏まえると共
4 々に、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が提出した工期の見積り
5 の内容の精査等などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。

7 (3) 適用範囲

- 8 ・ 本基準の適用範囲は、公共・民間の発注者及び受注者（元請、下請）の全て
9 が対象。
- 10 ・ 「工期」とは、建設工事の施工着手段階から竣工までの契約工期を指す。
11 ※本基準の対象外ではあるが、上流段階が工期に影響を及ぼしうる点に留意。
- 12 ・ 建設工事の契約は工事の性質等によって多数存在。工事の種類によって採用
13 される契約方式は異なるが、事業化/構想、設計段階の工程計画・進捗が施
14 工期間に影響を与えることに留意。
- 15 ・ 手戻りの防止による生産性向上を図るためには、工事の特性等に合わせて、
16 フロントローディングを活用することも有用である。

18 (4) 建設工事の性質

- 19 ・ 建設工事において、品質・コスト・工期の 3 つの要素はそれぞれ密接に関
20 係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考
21 慮する必要がある。
- 22 ・ 建設工事では、設計図書に規定する品質の工事目的物を施工するために必
23 要なコスト（請負代金額）・工期が受発注者間で協議されて、請負契約が締
24 結される。
- 25 ・ 本基準を踏まえて検討された工期に対して、コストも適切に設定される必
26 要がある。ただし、生産性向上の取組と相まって、工期設定を行わなくて
27 はならない。
- 28 ・ なお、社会的必要性等に鑑み、早期に工事を完了させなくてはならない場
29 合には、それに伴って必要となる資材・労務費等を適切に請負代金額へ反
30 映する必要がある。
- 31 ・ 当初契約の工期は、通常受発注者双方合意のもとに契約締結されるが、追加
32 工事や設計変更がある場合は、必要に応じて、工期の延長等を含め、適切に
33 工期を変更することが重要である。

(案)

1 (5) 工期設定における受発注者の責務

- 2 ・ 工期は、一般的に、公共工事では発注者が設定し、民間工事では受注（候
3 補）者の提案に基づいて発注者が設定する場合と、施工段階前に受注（候
4 補）者が参画しつつ発注者が工期を設定する場合がある。
- 5 ・ 発注者には、工期を設定する際の責務として、設計図書等の施工計画及び工
6 期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約を締結する
7 までに、必要な情報を受注（候補）者に提供し、必要に応じ、工事に係る費
8 用及び工期についての希望を受注（候補）者に伝達したうえで、これらの見
9 積もりを受注（候補）者に依頼するほか、設計図書等において施工条件等を
10 できるだけ明確にすることが求められる。
- 11 ・ 受注者には、工期を設定する際の責務として、長時間労働の是正や生産性向
12 上に努めるほか、受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設
13 定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や適切
14 な工期変更、下請契約に係る工期の適正化に関する取組等を行う。

15 <工期の設定者>

16 ○公共工事：

- 17 ✓ 発注者が工期を決定

18 (※) 受注者が施工段階より前に関与して、発注者が工期を決定する場合もある
19 (ECI 方式など)。
20

21 ○民間工事：

- 22 ✓ 発注者が経験則や設計者の協力を踏まえつつ工期を概算。その後、
23 受注者から提案を受けて、受発注者の双方合意の上で工期を決定
- 24 ✓ 受注者が施工段階より前に関与して、発注者が工期を決定

25 <工期設定における発注者の果たすべき責務>

- 26 ✓ 受注者の長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外
27 労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮する
- 28 ✓ 工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだ
29 け明確にすることが求められるとともに、設計段階で受注予定者が
30 適正工期の決定に参画させることが望ましいこともある点に留意
- 31 ✓ 大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期
32 の集中期間の回避などにより、受発注者が互いに協力して施工時期
33 の平準化に資する取組を推進するよう努める

(案)

- 1 ✓ 【公共工事】品確法・入契法に基づいて適正な工期を設定する
- 2 ✓ 【公共工事】設計段階で地域の特性等を踏まえて適切に設計を行う
- 3 と共に、本基準を踏まえて工期を設定する
- 4 ✓ 【民間工事】設計段階においても、建設業の働き方改革を踏まえて
- 5 適正な工期を設定することに留意する。設計図書等の施工計画及び
- 6 工期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約
- 7 を締結するまでに、必要な情報を受注（候補）者に提供し、必要に
- 8 応じ、工事に係る費用及び工期についての希望を受注（候補）者に
- 9 伝達したうえで、これらの見積もりを受注（候補）者に依頼する
- 10 ✓ 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受注者と協議
- 11 し、適切な工期を設定する
- 12 ✓ 【民間工事】生産性向上は工期の短縮やコスト削減等のメリットが
- 13 受発注者双方にあることも踏まえ、建設工事における生産性向上に
- 14 向けたと取組を推進するために受注者へ協力するよう努める
- 15 ✓ 【民間工事】発注者としても、建設業の働き方改革のためには適正
- 16 な工期設定が必要であるということをエンドユーザーに理解を求め
- 17 つつ、工事を進めることが重要である

＜工期設定において受注者の果たすべき責務＞

- 20 ✓ 建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした著しく
- 21 短い工期となることのないよう、適正な工期で請負契約を締結する
- 22 ✓ 受注者は建設工事の適正な工期に沿った見積りの提出に努め、工期
- 23 のダンピングは行わない
- 24 ✓ 施行条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を伝え、施工条件を明
- 25 らかにするよう求める
- 26 ✓ 各工程に遅れを生じさせるような事象等が生じた場合は、速やかに
- 27 発注者に報告し、受発注者間で協議する
- 28 ✓ 受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提
- 29 となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や適切
- 30 な工期変更、下請契約に係る工期の適正化に関する取組等を行う
- 31 ✓ 下請契約の締結に際して、材料の色や品番、設計図（各所の納まり）
- 32 などの未決定条項がある場合、元請は発注者（設計者含む）へ早期
- 33 に決定するように求めつつ、下請にそうした状況を伝えるとともに
- 34 下請契約に適切に反映する。

(案)

- 1 ✓ 建設工事における生産性向上に努める
2 (例) ICT の活用等による施工の効率化や品質・安全性の向上、技術
3 水準の向上、建設キャリアアップシステムの活用、プレキャスト製
4 品やハーフプレキャスト等の活用
5 ✓ 【公共工事】品確法・入契法に基づいて、下請契約を含め、適正な
6 工期で契約を締結する
7 ✓ 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討
8 し、当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明し、受発注者
9 双方協議の上、適正な工期を設定する
10 ✓ 【民間工事】受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する
11 取組を推進するために、平準化によってコストメリット等が見込ま
12 れる場合は、発注者へその旨を提示する
13 ✓ 【民間工事】工期短縮に関する合理的な技術提案等を積極的に提案
14 し、より一層の生産性向上に向けた取組を推進すること
15

(案)

1 ●一般的な工期設定のパターン

2

公共	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が工期を決定 (※) 受注者が施工段階より前に関与して、発注者が工期を決定する場合もある (ECI方式など)
民間	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が経験則や設計者の協力を踏まえつつ工期を概算。その後、受注者から提案を受けて、受発注者の双方合意の上で工期を決定 ・受注者が施工段階より前に関与して、発注者が工期を決定

●果たすべき責務

分野	発注者	
	共通	
公共	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・品確法・入契法に基づいて適正な工期を設定する ・設計段階で地域の特性等を踏まえて適切に設計を行うと共に、本基準を踏まえて工期を設定する
民間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められるとともに、設計段階で受注予定者が適正工期の決定に参画させることが望ましいこともある点に留意 ・大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集中期間の回避などにより、受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階においても、建設業の働き方改革を踏まえて適正な工期を設定することに留意する。設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注（候補）者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期についての希望を受注（候補）者に伝達したうえで、これらの見積もりを受注（候補）者に依頼する ・請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受注者と協議し、適切な工期を設定する ・生産性向上は工期の短縮やコスト削減等のメリットが受発注者双方にあることも踏まえ、建設工事における生産性向上に向けた取組を推進するために受注者へ協力するよう努める ・発注者としても、建設業の働き方改革のためには適正な工期設定が必要であるということエンドユーザーに理解を求めつつ、工事を進めることが重要である

分野	受注者	
	共通	
公共	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で請負契約を締結する ・受注者は建設工事の適正な工期に沿った見積りの提出に努め、工期のダンピングは行わない ・施行条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を伝え、施工条件を明らかにするよう求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・品確法・入契法に基づいて、下請契約を含め、適正な工期で契約を締結する。
民間	<ul style="list-style-type: none"> ・各工程に遅れを生じさせるような事象等が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、受発注者間で協議する ・受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や適切な工期変更、下請契約に係る工期の適正化に関する取組等を行う ・下請契約の締結に際して、材料の色や品番、設計図（各所の納まり）などの未決定事項がある場合、元請は発注者（設計者含む）へ早期に決定するように求めつつ、下請にそうした状況を伝えるときも下請契約に適切に反映する。 ・建設工事における生産性向上に努める (例) ICTの活用等による施工の効率化や品質・安全性の向上、技術水準の向上、建設キャリアアップシステムの活用、プレキャスト製品やハーフプレキャスト等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討し、当該工期の考え方を発注者に対して適切に説明し、受発注者双方協議の上、適正な工期を設定する ・受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組を推進するために、平準化によってコストメリット等が見込まれる場合は、発注者へその旨を提示する ・工期短縮に関する合理的な技術提案等を積極的に提案し、より一層の生産性向上に向けた取組を推進すること

(案)

1 第2章 工期全般に渡って考慮すべき事項

- 2
- 3 ・ 建設工事は、工期の厳守を求められるとともに、天候不順などの自然要因
 - 4 の他、工期に影響を与える事項としては、建設工事に従事する者の休日の
 - 5 確保、現場の状況、関係者との調整等、工期に影響を与える様々な要素が
 - 6 あり、工期設定においては以下の事項を考慮して適正な工期を設定する必
 - 7 要がある。

8 (1) 自然要因

- 9 ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）
 - 10 ・ 河川の出水期における作業制限
 - 11 ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間
- 12 (※) 上記を含む、自然要因については、必要に応じて、受発注者で協議して工期
- 13 に反映する。
- 14

15 (2) 休日・法定外労働時間

- 16 ・ 週休2日の確保
- 17 ・ 法定外労働時間（2024年4月より時間外労働の上限付き罰則規制が適用）

18 (3) イベント

- 19 ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休
- 20 暇・不稼働日
- 21 ・ 駅伝やお祭り等 交通規制がかかる時期
- 22 ・ 農業・漁業期 等

23 (4) 制約条件

- 24 ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- 25 ・ 車両の山積制限や搬出入時間の制限
- 26 ・ 立地に伴う制約(例:オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約)

27 (5) 契約方式

- 28 ・ 契約方式によっては、施工に至るまでの段階における工程が、後続の施工段
 - 29 階の工期に影響を及ぼす
- 30
- 31
- 32
- 33

(案)

1 (6) 関係者との調整

- 2 ・ 工事の前に実施する計画の説明会のほか、工事中における地元住民からの理
3 解を得るための期間
- 4 ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に時間
- 5 ・ 調整が未完了（例：用地未買収のまま工事を発注する 等）の場合、特記仕
6 様書等への協議内容や完了予定時期等について記載

7 (7) 行政への申請

- 8 ・ 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間
- 9 ・ 特車通行許可がおりるまでに要する時間など、道路管理者への申請時間
- 10 ・ 建築確認

11 (8) 労働・安全衛生

- 12 ・ スキルに応じた適切な処遇で、熟練技能者が施工することが重要
- 13 ・ そのため、8年連続で引き上げている公共工事設計労務単価の上昇を現場の
14 技能労働者の賃金水準の上昇という好循環に繋げ、また、技能と経験を評価
15 する建設キャリアアップシステムの活用が重要
- 16 ・ 建設工事にあたっては、安衛法等関係法令を遵守し、施工の安全性を確保す
17 るとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要で
18 あり、契約締結にあたっては、安全の確保に必要な期間やこれらの経費が適
19 切に確保されることが必要

22 (9) 工期変更

- 23 ・ 当初契約の工期は、通常、受発注者双方合意のもとに契約締結されるが追加
24 工事や設計変更がある場合は、必要に応じて、工期の延長等を含め、適切に
25 工期を変更することが重要である。
- 26 ・ その際、クリティカルパス等を考慮し、追加工事や設計変更等による工事
27 内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定
28 することが考えられる。設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合
29 や、天災や新型コロナウイルス感染等の不可抗力の影響を受けた場合、そ
30 の他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された
31 工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方協
32 議のうえで、適切に工期の変更を行うものとする。なお、工期変更の理由
33 としては、発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可
34 抗力のように受発注者の責に帰すことができないものがあり、変更理由を
35 明らかにしつつ受発注者で協議する必要がある。

(案)

- 1 ・ 工期変更等に伴い工期が延長となる場合は、受発注者間で協議を行った上
2 で、必要となる請負代金額（リース料の延長費用等）の変更等、適切な変
3 更契約を締結する。
- 4 ・
- 5 (10) その他
- 6 ・ 他の工事の開始/終了時期により、当該工事の施工時期や全体工期等に影響
7 が生じうる場合はそれらを考慮して工期を設定する。
- 8 ・ 施工時期や施工時間、施工工法等の制限がある場合はそれらを考慮して工期
9 を設定する。
- 10 ・ 文化財包摂地である場合、調査時間について考慮する。
- 11 ・ 工期を設定するに当たっては、工事の内容や特性等を踏まえ、必要に応じ
12 て、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通
13 省の「工期設定支援システム」を参考とする。

(案)

1 第3章 工程別に考慮すべき事項

- 2
- 3 ・ 工期は大きく分けて、準備・施工・後片付けの3段階に分けられ、工期設
4 定にあたって、準備段階では資材調達・人材確保等に要する時間、施工段
5 階では工程ごとの特徴や工程ごとの適切な進捗管理等、後片付けでは清掃
6 に必要になる時間等を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

7 8 (1) 準備

9 (i) 資材調達・人材確保

- 10 ・ 資材の流通状況を踏まえ、資材の調達に要する時間
11 ・ 交通誘導員を含めた、人材の確保に要する時間

12 13 (ii) 資機材の管理や周辺設備

- 14 ・ 工事用資機材の保管場所の設置や物品の引き渡し等に要する期間
15 ・ 現場事務所の設置、駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間
16 ・ 資機材の搬入口の制限による作業効率低下、狭隘な施工場所における割り
17 当て人員/チームの制限

18 19 (2) 施工

20 (i) 基礎工事

- 21 ✓ 杭
22 ✓ 山留
23 ✓ 根切
24 ✓ 切梁・構台
25 ✓ 想定外の土質・土壌汚染による作業遅延
26 ✓ 地下水及び地下埋設物の存在
27 ✓ 掘削土の搬出

28 29 (ii) 躯体工事

- 30 ✓ 構法
31 ✓ 鉄骨
32 ✓ 柱・外壁

(案)

1 (iii) 設備工事

- 2 ✓ 荷揚げ設備による制約（クレーン）
- 3 ✓ サッシ・建具の取り付け遅れ
- 4 ✓ 開口位置の取り合い
- 5 ✓ 受電日以降の設備の総合試運転調整に必要な期間

7 (iv) 仕上げ工事

- 8 ✓ 外部仕上
- 9 ✓ 内部仕上
- 10 ✓ 部屋数
- 11 ✓ 制作・準備期間
- 12 ✓ 搬出入車両
- 13 ✓ 検査・内覧会日数

15 (v) 路上工事拡幅を伴わない現道上における工事の場合、現況交通を確保しな
16 がら施工するため、工事の作業効率が低下

17 (※) 土木工事における考慮事項は、工種等を踏まえつつ追加をしていく

19 (vi) その他

- 20 ・ 全体の工期のしわ寄せが後工程（例：設備工事、仕上工事）に生じないように、各工程で適切に進捗管理をする必要がある。なお、工程の遅れが工期全体に影響を与える場合には、第1章9節（工期変更）に基づき、適切に対応
21 をする
- 22 ・ 建設発生土の処理に要する時間
- 23 ・ 建設副産物の現場内再利用及び減量化に要する時間や、建設廃棄物等の処理
24 等に要する時間
- 25 ・ 試運転調整期間を確保するため、前工程を含めた概成工期
- 26 ・ アスベスト対応（届出・前処理・除去作業・事後処理）に要する時間

30 (3) 後片付け

31 (i) 完了検査（官公庁・自主）

32 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

34 <参考>

35 国土交通省直轄工事における準備・後片付け期間について

(案)

1 第4章 分野別に考慮すべき事項

3 <住宅・不動産>

- 4 ・ マンション工事においては就学時期等の居住者の事情、商業施設の工事にお
5 いてはテナントの意向など、エンドユーザーの視点が重要であり、それを基
6 に完成時期が設定される。
- 7 ・ また、再開発工事においては、まちづくりの方針への配慮や関係者との調整
8 が必要となる。各工事においては、その完成時期を見据えて、事業計画段階
9 から適正な工期が設定・確保できるように配慮することが必要である。
- 10 ・ 発注者としても、建設業の将来の担い手の確保のために働き方改革が重要で
11 あり、そのためには適正な工期の設定が必要であるということを、エンドユ
12 ーザーに理解を求めつつ工事を進めることが重要である。

14 ○ 新築工事

- 15 ・ 施主が定める販売時期や供用開始時期
16 【新築住宅】 竣工前における一般向けの先行販売
17 【建替住宅】 居住者の引越し希望時期（仮住まいの発生）
18 【賃貸物件】 新年度前の2月竣工希望が多数

20 ○ 改修工事

- 21 ・ 施工不可能な日程及び時間帯等の施工条件と作業効率を考慮。

23 ○ 再開発事業

- 24 ・ 保留床の処分時期
- 25 ・ 既存店舗の仮移転等に伴う補償期間

27 <鉄道>

- 28 ・ 線路内での夜間短時間作業（線路閉鎖やき電停止を伴う工事）
- 29 ・ 狭隘箇所（ホーム下、線路間など）での工事・軌道変状対策（線路近傍に
30 における掘削等）
- 31 ・ 鉄道事業者が定めた安全ルールに基づく施工のため、施工会社は鉄道事業
32 者と施工計画の承認や安全保安に関する打ち合わせ
- 33 ・ 教育を受けた有資格者（工事管理者、線路閉鎖責任者、停電責任者、列車
34 見張員等）による保安体制
- 35 ・ GWなどの輸送繁忙期や、センター試験・ダイヤ改正日等を作業規制日とし
36 て設定

38 ○ 新線建設・新駅や連続立体交差事業等の工事

- 39 ・ 新線・新駅の開業時期、都市計画事業の認可期間

40 ○ 線路や駅等の改良工事

(案)

- 1 ・ 列車の運行時間帯の回避
- 2 ・ 列車の遅延等に伴う作業中止/中断
- 3 ・ 長大列車間合の設定に伴う鉄道営業への影響（列車の削減等）
- 4 ・ 線路閉鎖区間における軌道や電気等の複数工種の工事の輻輳
- 5 ・ 酷暑期における軌道作業の一部制限
- 6 ・ 駅構内工事における旅客への安全配慮
- 7 ○線路や構造物等の保守工事
- 8 ・ 異常時対応や緊急工事を含めた通年対応（現場閉所の困難性）
- 9 ・ 日々の施工箇所の変動に伴う制約（保守間合の変動、立入や資機材搬入
- 10 箇所の変動、資機材仮置の困難性等）
- 11 ・ 日々の施工終了後の安全確認と即供用の必要性
- 12
- 13 <電力>
- 14 ・ 電力の安定供給や顧客との停電日程調整の観点から、電気設備の使用開始
- 15 日や既存系統の接続日
- 16 ・ 着工後に工程の変更が必要な場合は、停電作業に直接関係のない工程の中
- 17 で工程を変更
- 18
- 19 ○発電設備
- 20 ・ 工事進捗に応じた各設備間の引き渡し時期
- 21 （例）基礎工事（土木）→水車発電機据付（機械）→建屋構築（建築）
- 22 →電気設備据付（電気）
- 23 ・ 河川工事においては、排出水期での施工
- 24 （例）取水設備、放水路工事など河川の仮締切が必要な工事
- 25 ・ 環境面を配慮した施工
- 26 （例）騒音規制や猛禽類営巣期の発破制限
- 27 ・ 夏/冬の電力高需要期間での施工回避
- 28 ・ 発電停止が必要な場合の停止可能な期間
- 29 ○送電設備
- 30 ・ 現場に応じた物輸計画
- 31 ・ 新規需要家等の電力供給／系統連系の希望時期
- 32 ・ 鉄塔/電線での特殊作業員の確保人数
- 33
- 34 <ガス>
- 35 ○ 新設工事
- 36 【ガス製造施設】
- 37 ・ 機械設備の据付時期を中心とした工程の組み立て
- 38 ・ 冬のガス高需要期間での施工回避
- 39 【ガス供給施設】
- 40 ・ 新規需要家のガス供給開始の希望時期・上下水、電力、通信など、他企業
- 41 との管路の地下埋設時期や工程の調整
- 42 ○ 改修工事

(案)

- 1 【ガス製造施設】
- 2 ・ 冬のガス高需要期間での施工回避
- 3 ・ 既存の製造設備等への配管やつなぎ込み
- 4 ・ LNG 船受入等の基地運用上の制約条件
- 5 【ガス供給施設】
- 6 ・ 道路掘削等が必要な場合の道路占用が可能な期間
- 7 ・ 経年導管の中長期的な入替計画

(案)

1 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

2
3 ・ 国土交通省土地・建設産業局建設業課では、平成30年度に、業界団体等の
4 協力のもと、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野における、週休2日
5 達成に向けた取組の好事例集を作成してきたところ。

6 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

7 ・ 工事の種類や規模、施工条件週休2日に向けた取組目標や取組内容（受発注
8 者双方の取組）、取組の利点、留意すべき課題について調査。令和2年度は
9 上記4分野を拡充するとともに、工場、病院について新規調査。

10 ・ 建設工事を進めるに当たっての観点を整理したので、働き方改革・生産性向
11 上に向けた取組の参考とされたい。

12 (例)・ICTツールの活用

13 - 作図におけるBIM/CIMや現場管理におけるタブレットの活用

14 - 遠隔立会におけるテレビ電話アプリ等

15 ・ 打合せ方法の合理化

16 - 協力会社との密な打合せによる進捗確認

17 - プロジェクトリーダーの早期決定による事前打ち合わせの前倒し

18 ・ 工法の見直し

19 (※) 詳細は別紙として作成する予定

(案)

1 第6章 その他

3 <著しく短い工期の疑義がある場合の対応>

- 4 ・ 各地方整備局等に建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、適宜相談ができることに留意
- 8 ・ また、疑義がある場合は建設業法令遵守ガイドラインを適宜参照しつつ対応をすること

11 <新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期の設定>

- 12 ・ すべての都道府県で緊急事態宣言が解除されたが、今後は、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まるが、他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であり、今後の感染症拡大防止に向け、建設業界においては、引き続き「三つの密」対策等を講じていくことが必要
 - 16 ・ 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要。
 - 19 ・ 国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、令和2年5月14日にガイドラインを周知したところ
 - 21 ・ 建設現場では、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等においては、他の作業員とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つ等、「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところである
- (例)
- 26 ・ 狭い場所や居室の作業では、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
 - 27 ・ 大部屋の作業においてあらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
 - 28 ・ 十分な広さの作業員宿舎の確保
 - 29 ・ 休憩・休息スペースに設置するパーテーション
- 30 ・ こうした取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や、事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、受発注者間において、適切に契約変更を実施することが必要

(案)

- 1 <基準の見直し>
- 2 長時間労働の是正に向けた取り組み等を踏まえ、適宜、本基準の見直し等の措置
- 3 を講ずるものとする。